

平成 22 年度「米国の経済・産業・貿易政策関連調査事業」
「米国国際物流円滑化とセーフティ対策」に係る
委託先の公募について

平成 22 年 10 月 4 日
日本機械輸出組合
総務企画グループ

1. 調査背景

01 年 9 月の同時多発テロ事件を契機として、米国の物流セキュリティが強化される中、新しいセキュリティ規制である「10+2 ルール」が 2010 年 1 月 26 日、罰則付き本格施行された（現在のところ罰則は延長されている）。同ルールは、直接的には、輸入者及び船社に米国向け貨物の情報提供を求めるものであるが、サプライチェーンを構成している関係者（米国への輸出に関係する多くの日系企業など）に影響を与えるものである。これら物流セキュリティ対策に加え、米国では、コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ（CSI）、船社などに積荷目録情報の提出書類を課す 24 時間ルール、C-TPAT（税関－民間パートナーシップ）等の措置・対策が取られている。今後、全ての米国向け外国港にてX線等で検査する、いわゆる 100%検査も実施する予定である。こうしたセキュリティ対策と並行して消費財製品に関する安全確保に向けた動きがあり、上述の C-TPAT（セキュリティ確保の目的で設置された税関－民間パートナーシップ）に倣い消費財の安全（セーフティ）を確保する目的で税関－民間パートナーシッププログラムを構築しようという動きがある。また、セキュリティ目的で収集した事前申告データ（積荷目録情報等）を安全（セーフティ）目的（輸入通関管理目的）で利用するという情報もあり、これら一連の動きが、外国の輸出者にとって新たな負担とならないか懸念される場所である。

こうした認識の下、米国の消費財製品の安全（セーフティ）確保に向けた米国国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）と消費者製品安全委員会（CPSC）の動向に関し、以下（「2. 調査内容」）の項目について調査・分析を行うこと。

2. 調査内容

米国国土安全保障省税関・国境取締局（CBP）と消費者製品安全委員会（CPSC）の動向

- ① CTAC（輸入貨物安全ターゲティング分析センター）の設置・運用動向
※CTAC:輸入貨物の安全性を集中的に検査する機関
- ② 輸入消費財製品の安全確保のために税関に申告されたデータを消費者製品安全委員会（CPSC）がアクセスすることが可能となるようであるが、具体的にどのように機能していくのか
- ③ セキュリティ目的で収集した事前申告データを輸入通関管理目的でどのように利用するのか
- ④ セーフティ確保の目的で新たに税関・民間パートナーシッププログラムを構築するようだが、その動向について
- ⑤ 上記①～④によって外国の輸出者にとって新たな負担が生じるのか

上記調査内容を踏まえ、文献情報だけでなく、政府、企業等関係者、米国の物流セキュリティ、セーフティ対策に精通したシンクタンク等、有識者へのインタビューを実施し、できるだけ幅広い情報収

集に努め分析を行うこと。また、応募の際には上記の調査内容を反映した詳細な企画書を提出すること。

3. 審査基準

- ・ 申請者は本事業を遂行するために必要な知識やノウハウを有していること。
- ・ 提案内容(企画案)が本事業の目的と合致し、具体的な方法が明記されていること。
- ・ 提案内容は、調査目的を満たし、かつ、経済性に優れていること。
- ・ 実施体制、実施スケジュール、見積明細等が明確になっており、かつ、事業を効率的に実施できる体制にあること。

4. 委託契約の条件

- ・ 委託金額： 上限 605 万円(消費税含む)
(他通貨建ての場合、為替の変動により委託金額が多少上下することがあります。)
- ・ 契約期間： 契約締結日から平成 23 年 3 月 15 日まで
- ・ 提出物： 報告書(2部)(電子データでも提供)、関係資料(2部)
電子データについては、ファイルを一つにまとめて提出すること(表紙、目次、本文等を別々のファイルにしないこと)。

5. 応募資格

次の要件を全て満たす法人または個人とする。

- ・ 当該事業に関するノウハウと調査実績等を有し、かつ、事業の達成に必要な組織体制を有していること。
- ・ 当該事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、十分な管理能力を有していること。
- ・ 日本機械輸出組合が提示する委託契約書の内容に同意できること。

6. 公募期間

平成 22 年 10 月 4 日～10 月 10 日(期限内に必着のこと)

7. 応募方法

応募書類(応募書類・企画書)をダウンロード(**WORD 形式は[こちら](#)、PDF 形式は[こちら](#))し、必要事項をご記入の上、以下の添付資料とともに E メール又は郵送して下さい。**

応募内容についてヒアリングをさせて頂くことがあります。なお、受理した書類は返却できませんのでご了承下さい(提出された応募書類については、当組合の規定により個人情報及び機密の保持に十分配慮します)。提出された本書類の作成費用は支給されません。

(添付する資料)

企業あるいは個人概要、調査・研究実績、経歴等(HP に掲載されている場合は、同 HP の URL)

8. 審査結果

平成 22 年 10 月中旬(予定) HP で公表するとともに、応募者全員に通知します。

9・申請書類の提出先及び問合せ先

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 401 号室

担当:総務企画グループ 金丸一也

Eメール:kanemaru@jncti.or.jp TEL:03-3431-9379 FAX:03-3436-6455